資料編

○市民との協働のまちづくりのイメージ(第5次小郡市総合振興計画より抜粋)

背景

- ○地方分権・地域主権の進展
- ○少子高齢化、核家族化の進展
- ○市民ニーズの多様化・高度化
- ○社会・経済情勢の変化
- ○高度情報・通信技術の普及
- ○地域固有の課題の発生



求められる「公共サービス」を、 市民、自治会、行政、NPO、 各種団体等で支え合って実現す ることが期待される。

求められている公共サービスの範囲

活力ある地域づくり

行政ができる 公共サービスの範囲 安全・安心なまちづくり



協働のまちづくり

長所を活かし、短所を補完し合うお互いを尊重した役割分担

自 助

個人・家庭 (個人や家庭で解決 する)

共 助

自治会、NPO、 ボランティア、民間事業者 (地域で協力して解決する)

公 助

市・県・国 (地域でできない ことを行政が中心 になって行う)

- ・自分たちの地域は自分たちで創る
- ・地域ぐるみでの連携、支え合い
- まちづくりに関心を持ち参画
- 市民の意向を施策へ反映
- 積極的な情報提供
- 参画しやすい体制づくり



協働のまちづくりにより期待される効果

- ①活動を通して地域への誇りや愛着が生まれ、住み続けたいと思う気持ちが醸成される
- ②多様な市民の参画により、地域が活性化し、まちに人の輝きと笑顔が生まれる
- ③地域の活性化、まちづくり活動への参画により、地域の安全・安心が確保される
- ④地域の課題をより身近に捉えることにより多様なアイディアや解決策が生まれる
- ⑤財政状況を踏まえ市民目線に立った、スリムで効率的な行財政運営につながる



協働のまちづくり市民参加型会議 (ワークショップ)を開催しました!!



市では、第5次小郡市総合振興計画で、基本理念を「市民との協働のまちづくり」と定め、小学校区単位で協働のまちづくりを推進しています。

その具体的な計画となる「小郡市協働のまちづくり実施計画」の策定にあたり、市民の皆さんの意見を反映するため、市民参加型会議(ワークショップ)を3回に渡り開催し、25人が参加しました。





第1回ワークショップ(5月17日開催)

小学校区でとに設置されている協働のまちづくり組織の趣旨や取組み、他の市町村の状況を参加者で共有しました。また、地域が抱える課題について、参加者同士で意見を出し合い、「環境」「安全・安心」「子ども」「高齢者」「地域のつながり」という5つの分野別課題が提起されました。

第2回ワークショップ(6月21日開催)

第1回で提起された地域課題の解決に向けて、どのような活動が有効なのかについて話し合いました。最初に、地域での課題を明確にするため、グループごとに5つの分野別課題について採点を行いました。次に、「地域の良さ」「地域の課題」を整理し、課題を解決するために、どのような活動が必要なのかについて話し合いました。この中で、すでに取り組まれている活動や新たに実施すべき活動、校区内の団体が連携・協力を図ることで効果的となる活動、あったら良いなという活動についてアイデアを出し合いました。

第3回ワークショップ(7月19日開催)

これまでの会議の内容から、「環境」「安全・安心」「子ども」「高齢者」にテーマを限定して、地域の課題の解決に向けたよりよい役割分担と体制について話し合いました。協働のまちづくりを進めるうえで大切にしたいことやポイントを共有し、「どの範囲までできるのか」など具体的な活動の役割分担について、行政区・小学校区・行政との関係を踏まえ検討を行い、協働のまちづくりとして望まれる地域の姿について話し合いました。

今後、ワークショップ参加者の中から「小郡市協働のまちづくり 実施計画策定委員会」の委員に就 任していただき、ワークショップ で検討された「まちづくり」へのさ まざまな意見を実施計画へ反映し ていきます。

「小郡市協働のまちづくり実施 計画」は、平成26年度中に策定予 定です。



問合せ先 協働推進課コミュニティ推進係☎72-2111内線252

⑥ 広報おごおり H26・10・1

- ○小郡市協働のまちづくり実施計画策定委員会設置規則 (目的)
- 第1条 本市における協働のまちづくり事業の推進にあたり、小郡市協働のまちづくり実施計画(以下「実施計画」という。)の策定及び進捗管理を行うため、小郡市協働のまちづくり実施計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 策定委員会は、次に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 実施計画の策定及び見直しに関すること。
 - (2) 実施計画の進捗管理及び点検評価に関すること。
 - (3) その他前条の目的を達成するために必要なこと。

(構成)

- 第3条 策定委員会は、委員15人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 各種団体の代表者
 - (3) 公募の市民
 - (4) その他市長が必要と認めた委員
- 3 委員の任期は、委嘱の日から2年間とする。ただし、委員が任期途中で交代した場合 の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

- 第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、策定委員会の会務を総理し、策定委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第5条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 策定委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、策定委員会の会議に関係者の出席を求め、そ の意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第6条 策定委員会の事務局は、総務部協働推進課に置く。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、策定委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が 別に定める。

附則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附目

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

○小郡市協働のまちづくり実施計画策定委員名簿

	氏 名	団体・機関	規則第3条第2項
1	委員長 十 時 裕	福岡県まちづくり専門家	学識経験者
2	貞 清 潔	With Labo	学識経験者
3	副委員長 河原 正治	協働のまちづくり推進連絡会議	各種団体の代表者
4	大淵 泰範	協働のまちづくり推進連絡会議	各種団体の代表者
5	伊藤 僘一	区 長 会	各種団体の代表者
6	平島 正治	自治公民館連絡協議会	各種団体の代表者
7	佐藤 吉生	社会福祉協議会	各種団体の代表者
8	田中 恭子	青少年育成市民会議	各種団体の代表者
9	坂田 耕三	民生委員児童委員協議会	各種団体の代表者
1 0	岩澤 正規	環境衛生組合連合会	各種団体の代表者
1 1	小川 秀樹	小学校PTA連絡協議会	各種団体の代表者
1 2	吉田繁喜	中学校PTA連絡協議会	各種団体の代表者
1 3	河 原 正	老人クラブ連合会	各種団体の代表者
1 4	中尾 郁雄	小学校長会	各種団体の代表者
1 5	髙田 末子	(市民参加型会議)	公募の市民

小郡市協働のまちづくり実施計画 平成27年3月

小郡市 総務部 協働推進課